

小樽市例規集

(平成22年9月1日現在)

編集 小樽市総務部総務課

【例規集の閲覧方法】

- 1 画面の左部分の“しおり”に表示されている“類”、“章”、“条”、“様式”などの項目は、すべてリンクされています。
当該項目をクリックすると、それぞれ対応する場所へ移動します。
なお、“しおり”の中の田の記号は、その細目が非表示になっていることを表しています。例えば、“田本則”となっていますので、その田の記号をクリックすると非表示になっていた本則の各条が表示され、表示された各条をクリックすると当該条の内容を見ることができます。
- 2 目次ファイルにある条例等の題名（画面右部分）は、すべてリンクされています。
題名をクリックすると対応する条例等の内容が表示されます。
題名の冒頭の記号の意味は、次のとおりです。
◎ 条例 ○ 規則 ◇ 訓令又は規程 ・ その他
- 3 改正附則を省略している条例等がありますが、当該省略している改正附則の部分をクリックすると本来の改正附則の内容を見ることができます。
- 4 様式等の容量の大きなファイルをクリックしたときに開くまでに時間が掛かる場合があります。